

官公需の発注は 中小企業組合、 官公需適格組合を ご活用ください

国等は、中小企業の官公需の受注機会を確保することを目的として定めた「官公需法（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律）」により、中小企業・小規模事業者向けの契約目標額と、受注機会増大のための具体的措置等を定めた「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を、毎年度閣議決定しています。

国等は、この契約の方針において、官公需の発注にあたって中小企業組合を積極的に活用するとともに、地方公共団体に対してこの契約の方針の一層の周知に努めることを記載しています。

また中小企業組合の中には、特に官公需の受注に熱心であり、中小企業庁が定めた一定の厳しい基準を満たしている「官公需適格組合」があります。

ぜひ、官公需発注には中小企業組合並びに官公需適格組合のご活用をお願いいたします。

三重県中小企業団体中央会

〒514-0004 津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6階 TEL:029-228-5195 FAX:059-228-5197

HP:<http://cniss.chuokai-mie.or.jp/> E-mail:webmaster@chuokai-mie.or.jp

「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の概要

I. 中小企業者の受注の機会の増大の意義及び目標に関する事項

1. 中小企業者の受注の機会の増大の意義

経済を持続的発展の軌道に乗せていくためには、中小企業・小規模事業者（官公需法第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）の受注機会の増大を図り、中小企業・小規模事業者の事業活動の活性化を図ることが重要である。

2. 中小企業・小規模事業者向け契約目標

令和5年度における国等の契約のうち、官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約比率は、国等全体として61%、契約金額が約5兆3,557億円になることを目指す。

3. 各省各庁の長及び公庫等の長による契約の方針の作成及びその推進体制の整備

各省各庁の長及び公庫等の長は、国等の契約の基本方針に即して速やかに「中小企業者に関する契約の方針」を作成するとともに、方針に定められた措置等を推進するための体制を整備するものとする。

II. 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

1. 官公需情報の提供の徹底

- (1) 個別発注情報の提供と説明
- (2) 官公需情報ポータルサイトによる情報の一括提供
- (3) 中小企業基盤整備機構による情報提供
- (4) 官公需に関する相談体制の整備

2. 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫

- (1) 総合評価落札方式の適切な活用
- (2) 分離・分割発注の推進
- (3) 適正な納期・工期、納入条件等の設定
- (4) 調達・契約手法の多様化における中小企業・小規模事業者への配慮
- (5) 知的財産権の取り扱いの明記
- (6) 同一資格等級区分内の者による競争の確保
- (7) 中小企業官公需特定品目等に係る受注の機会の増大
- (8) 調達手続の簡素・合理化
- (9) 地方公共団体と連携した「働き方改革」に留意した発注の共有

3. 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮

- (1) 小企業者を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮
- (2) 技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大
- (3) 地域の中小企業・小規模事業者等の積極活用
- (4) 中小企業・小規模事業者の適切な評価
- (5) 中小建設業者に対する配慮

- (6) 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮
- (7) 中小石油販売業者に対する配慮
- (8) 創意工夫のある中小企業・小規模事業者の参入への配慮
- (9) 外注における地域の中小企業・小規模事業者の活用及び人件費確保等の周知
- (10) 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

4. ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

- (1) ダンピング防止推進の周知
- (2) 適切な予定価格の作成
- (3) 低入札価格調査制度の適切な活用等
- (4) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し
- (5) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応
- (6) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する適切な対応

5. 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

- (1) 官公需相談窓口における相談対応
- (2) 適正な納期・工期の設定及び代金の迅速な支払
- (3) 地域中小企業の適切な評価
- (4) 適切な予定価格の作成
- (5) 科学的・客観的根拠に基づく適切な契約
- (6) 官公需を通じた被災地域への支援

6. 令和2年7月豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

※ 上記「1.」の(1)から(4)までと同様の措置

7. 地方公共団体への協力依頼

- (1) 国等の契約の基本方針の要請等
- (2) 国等の契約の基本方針に準じて講じられた措置の実施状況の公表
- (3) 連携推進体制の活用

Ⅲ. 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項

1. 新規中小企業者の活用に関する基本的な事項

- (1) 新規中小企業者への配慮
- (2) 地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮

2. 組合の活用に関する基本的な事項

- (1) 事業協同組合等、官公需適格組合の受注の機会の増大

(2) 官公需適格組合の活用

Ⅳ. 前3号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

- (1) 国等の契約の基本方針の普及及び徹底等
- (2) 国等の契約の基本方針の措置状況の通知及び情報の公表

官公需適格組合とは

官公需適格組合は、「昭和 42 年度中小企業に関する国等の契約の方針」に基づき、事業協同組合等の活用を積極的に行うにあたって国等の発注機関の便宜に供するため制度化されたもので、事業協同組合等が官公需を共同受注し、これを完全に履行し得るに十分な体制が整備されている組合であるということを中小企業庁（各経済産業局又は沖縄総合事務局）が証明した組合です。

官公需適格組合の証明を受けるためには、中小企業庁が定める「官公需適格組合証明基準」の要件を満たし、さらに、中小企業団体中央会の事実確認を受ける必要があります。

※ 官公需適格組合の証明取得に関する詳細につきましては、当中央会へご相談ください。

物品・役務関係の主な証明基準（抜粋）

- 組合の共同事業に関し、組合員の協調裡に円滑に行われていること。
- 官公需の受注に関し、熱心な指導者がいること。
- 事務局常勤役職員が 1 名以上いること。
- 共同受注担当役員が定められていること。
- 共同受注担当役員を含めた若干名をもって構成する共同受注委員会が設置されていること。
- 次の内容を有する官公需共同受注規約が定められていること。
 - イ. 組合が受注しようとする物品等の種類及び規模
 - ロ. 共同受注に係る物品等についての具体的かつ公正な配分基準
 - ハ. 組合の役員及び共同受注に係る案件を実施した組合員が当該案件に関し連帯して責任を負う旨
- 共同受注委員会が適正に運営が行われ、共同受注規約に従って組合運営が行われていること。
- 共同受注した案件に関する検査体制が確立されていること。
- 組合運営を円滑に遂行するに足る経常的収入があること。
- ① 組合又は組合員に予算決算及び会計令第 71 条第 1 項各号に該当する事実がないこと。
 - ② 以下に該当する事実がないこと。

組合若しくは組合員が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。）であること若しくは組合の役員等（代表者、理事等経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（同法第 2 条第 6 号）であること又は組合の役員等が暴力団の維持、運営に協力・関与しているなど社会的に非難されるべき関係を有していること。
- ③ その他組合の共同事業の遂行、組合及び組合員の労働福祉の状況、社会的信用その他の面で著しい問題があると認められるものでないこと。

工事関係の主な証明基準（抜粋）

物品・役務関係の証明基準に加えて下記が必要

- 共同受注事業を1年以上行っており、証明申請日の前1年間に於いて、相当程度の共同受注の実績があること。
- 組合の定款において、組合員が自由脱退する場合の予告期間を1年としていること。
- 証明申請日の前1年間（2回目以降の申請（更新の場合を含む。以下同じ。）の場合に於ては2年間）において、組合と組合員とが同一の官公需の競争入札に応札したことがないこと。
- 事務局役職員が次のようであること。
 - イ. 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であつて、工事1件の請負代金の額が3,500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合に於ては、7,000万円）以上のものを請け負おうとする組合に於ては、常勤役職員が2名以上おり、当該役職員のうち1名以上が技術職員であること。
 - ロ. 上記以外の工事を請け負おうとする組合に於ては、事務局常勤役職員が1名以上いること。
- 組合独自の事務所を有していること。
- 上記のイに掲げる組合に於ては、組合の役員及び技術者が中心となり、共同受注に係る工事の施行の基本方針等についての総合的な企画及び調整を行う企画・調整委員会が設置されていること。
- 次の内容を有する官公需共同受注規約が定められていること。
 - イ. 組合が受注しようとする工事の種類及び規模
 - ロ. 共同受注に係る工事についての具体的かつ公正な配分基準
 - ハ. 組合技術職員が共同受注に係る工事の現場において、施工組合員の技術職員との密接な連絡の下に技術上の総合的な監督指導に当たる旨
 - ニ. 組合の役員及び共同受注に係る工事を施工した組合員が当該工事に関し連帯して責任を負う旨
 - ホ. 共同受注に係る工事を施工した組合員が脱退する場合には、当該案件に関し脱退後においても連帯して責任を負う旨の取決めを組合との間で交わす旨
- 共同受注委員会及び企画・調整委員会が適正に運営が行われ、共同受注規約に従つて組合運営が行われていること（2回目以降の申請の場合。）
- 共同受注に係る工事に関する検査体制が確立されていること。
- 自己資本、資金調達力、欠損状況その他の観点からみて工事を履行するに足る経理的基礎を有すると認められること。

※以下、「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」より抜粋

Ⅲ-2-(2) 官公需適格組合の活用

- ①国等は、官公需適格組合の競争契約参加資格審査に当たっては、総合点の算定方法に関する特例の一層の活用を努めるとともに、中小企業庁は、地方推進協議会の場等を活用して特例の措置が講じられていない地方公共団体に対して、所要の措置が講じられるよう要請するものとする。
- ②国等は、官公需適格組合制度について、官公需適格組合の発注機関別受注実績を公表するほか、各府省等は、中小企業庁と協力しつつ、発注機関に対し、当該制度の一層の周知徹底に努めるものとする。また、国は、地方公共団体に対する当該制度の一層の周知に努めるものとする。
- ③中小企業庁は、全国中小企業団体中央会が、新規中小企業者の受注力の向上を図るために行う、官公需適格組合への加入や新規組合の設立を促進するための説明会の開催等の取組を支援するものとする。

官公需適格組合のご紹介

名 称	三重県桑員トラック事業協同組合		
代 表 者	代表理事 中川 進治	設立年月日	昭和３９年１２月１０日
組合の事業	１．組合員の貨物自動車運送事業の共同受注		
	２．組合員の貨物自動車運送事業の必要物資の共同購入、共同保管、その他組合員の事業に関する共同施設		
	３．組合員の経済的地位の向上のためにする団体協約の締結及び組合員の運送事業に関する協定		
	４．組合員に対する事業資金の貸付け（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入れ		
	５．商工組合中央金庫、日本政策金融公庫、銀行、信用金庫、信用協同組合に対する組合員の債務の保証又はこれらの金融機関の委任を受けてする組合員に対するその債権の取立て		
	６．貨物運送取扱事業		
	７．損害保険代理業及び自動車損害賠償法に基づく保険の代理業		
	８．中小企業等協同組合法に基づく共済代理業		
	９．組合員のためにする高速自動車国道、一般有料道路等の通行料金の共同精算事業		
	１０．組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供		
	１１．組合員の福利厚生に関する事業		
	１２．前各号の事業に附帯する事業		
役務の種類	１．１件１０，０００円以上となる書籍・印刷物類 ２．１件１０，０００円以上となる建設資材類 ３．１件１０，０００円以上となる機械類 ４．１件１０，０００円以上となる引越荷物 ５．１件１０，０００円以上となるその他一般貨物		
組合の地区	桑名市、いなべ市、員弁郡東員町及び桑名郡木曽岬町の区域	証明取得日	平成２２年９月２１日
組合員資格	（１）貨物自動車運送事業法により許可を受けた貨物自動車運送事業者であること		
	（２）組合の地区内に事業場を有すること		
組合員数	２１人	理事数	１５人

組合の組織 の変遷	昭和３９年１１月１９日に運輸省名古屋陸運局長「名陸事協１１０号」にて組合設立認可、１２月１０日に設立登記を完了。初代理事長に水谷理一氏が就任。 平成２５年には組合員を組合の事業運営・管理等に、より積極的に参画させるため、役員数を変更（理事１３人以上１６人以内・監事１人又は２人）しています。 ２６年には、新規組合員１名を迎え、２７年には中川理事長が就任し、新規事業委員会を発足させて、新たな事業の実施について検討しています。
----------------------	---

官公需適格組合のご紹介

名 称	四日市市指定上下水道工事業者協同組合		
代 表 者	代表理事 早川 彰	設立年月日	昭和39年12月4日
組合の事業	1. 組合員の取り扱う上下水道工事設備及び材料等の共同購買		
	2. 組合員の取り扱う上下水道工事の共同受注及び施工		
	3. 組合員の取り扱う上下水道工事に必要な土木工事、警備業務等の共同発注		
	4. 組合員の行う事業に関する共同研究		
	5. 組合員に対する事業資金の貸付け（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入れ		
	6. 株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策金融公庫、銀行、信用金庫に対する組合員の債務の保証又はこれらの金融機関の委任をうけてする組合員に対するその債権の取立て		
	7. 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結		
	8. 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供		
	9. 組合員の福利厚生に関する事業		
	10. 前各号の事業に附帯する事業		
工事の種類	水道事業の給水装置の維持管理、修繕業務		
組合の地区	四日市市の区域	証明取得日	平成23年1月1日
組合員資格	(1) 四日市市より上下水道工事業者の指定を受けた業者であること		
	(2) 組合の地区内に事業場を有すること		
組合員数	21人	理 事 数	7人
組合の組織の変遷	昭和31年4月水道事業者6名により給水資材の共同購買事業と給水装置配管技能者の育成を目的に任意組合として設立し、四日市市の給水工事を行ってきました。 昭和34年公認業者制度の発足により9業者が指定され、その後公認業者22名に増加し、昭和39年12月、中小企業等協同組合法に基づく「四日市市指定水道工事業者協同組合」を設立しました。平成22年12月21日付けで官公需適格組合の証明を取得し、代表理事のリーダーシップのもと組合員が一致団結し、四日市市上下水道局からの共同受注の拡大に努め、健全な組合運営に努めています。		

官公需適格組合のご紹介

名 称	三重警備事業協同組合		
代 表 者	代表理事 田畑 博	設立年月日	平成15年11月13日
組合の事業	1. 組合員の取り扱う警備用機材等の共同購買		
	2. 組合員のためにする警備業務の共同受注		
	3. 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供		
	4. 組合員の福利厚生に関する事業		
	5. 前各号の事業に附帯する事業		
役務の種類	1. 1件50,000円以上となる交通誘導警備業務 2. 1件50,000円以上となるイベント等に係る雑踏警備業務 3. 1件50,000円以上となる施設警備業務 4. 1件50,000円以上となる巡回警備業務 5. 1件50,000円以上となる機械警備業務 6. 1件50,000円以上となる駐車違反取締業務 7. 1件50,000円以上となる高速道路・国道の規制業務		
組合の地区	津市、名張市、四日市市、 鈴鹿市、伊勢市、松阪市 及び多気郡明和町の区域	証明取得日	平成17年6月21日
組合員資格	(1) 警備業法に基づく認定を受けて警備業を行う事業者であること		
	(2) 組合の地区内に事業場を有すること		
組合員数	6人	理 事 数	4人
組合の組織 の変遷	小規模な警備業者個々の努力では近年の経済環境の急激な変化と多様化する警備ニーズに対応するには限りがあり、また、安定した質の高い警備業務を提供するためには責任をもって対応できる経営基盤の確立が急務であり、個々では対応できない大規模な警備業務の受注を図るため、当時の津市、名張市等の業者4名により協同組合を設立しました。 その後、組合員の新規加入により平成22年度末には10名となりましたが、その後、組合員の破産、事業縮小等により、現在は組合員8名で組合運営が行われています。 現在は、三重県公安委員会から認定を受け、三重県庁から伊勢市までの区間で行われる「美し国三重市町対抗駅伝」の沿道警備、県内8カ所の税務署における混雑時の駐車場警備等を中心に主に官公庁関係の警備を受注しています。		

官公需適格組合のご紹介

名 称	三重県石油業協同組合		
代 表 者	代表理事 亀井 喜久雄	設立年月日	昭和30年5月16日
組合の事業	1. 組合員の取り扱う石油製品（ガソリン、灯油、軽油、重油、潤滑油、グリース）の共同販売		
	2. 組合員の取り扱う石油製品及び必要資材の共同購買		
	3. 組合員の取り扱う石油製品の共同受注		
	4. 組合員の給油所における地下タンク等の点検		
	5. 構造改善計画の作成、構造改善事業の推進、指導に関する事業		
	6. 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供		
	7. 組合員の福利厚生に関する事業		
	8. 前各号の事業に附帯する事業		
役務の種類	揮発油及び軽油、灯油・重油その他の石油製品		
組合の地区	三重県の区域	証明取得日	平成11年3月31日
組合員資格	(1) ガソリンスタンドを行う事業者であること		
	(2) 組合の地区内に事業場を有すること		
組合員数	222人	理事数	26人
組合の組織の変遷	昭和30年5月、三重県内における石油製品の安定供給と石油販売業者の相互扶助、経済的地位の向上を図ることを目的に組合を設立、組合員のために必要な共同事業を行うことによって石油販売業者の経済的地位の向上を図ることを目的に設立しました。 設立後、共同購買事業は昭和38年から、共同受注事業は昭和45年から実施し、現在に至っている。理事会の諮問機関として総務委員会・経営委員会・共同受注委員会・共同購買委員会・信用保証委員会・青年部会を設置しています。		

官公需適格組合のご紹介

名 称	三重県中勢トラック事業協同組合		
代 表 者	代表理事 尾崎 純二	設立年月日	昭和38年12月7日
組合の事業	1. 貨物利用運送事業		
	2. 組合員の必需物資の共同購入に関する事業		
	3. 組合員の取り扱う貨物の保管、倉庫、梱包に関する事業		
	4. 組合員の事業の用に供するための施設の建設、運営、管理に関する事業		
	5. 組合員に対する事業資金の貸付（手形の割引を含む）及び組合員のためにするその借入に関する事業		
	6. 組合の取引金融機関に対する組合員の債務の保証、及びこれらの金融機関の委任を受けてするその債務の取立に関する事業		
	7. 損害保険代理業に関する事業		
	8. 組合員の事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供		
	9. 組合員の福利厚生に関する事業		
	10. 組合員のためにする高速自動車国道、一般有料道路等の通行料金の共同精算事業		
	11. 中小企業等協同組合法に基づく共済代理業		
	12. 前各号に付帯する事業		
役務の種類	1. 1件10,000円以上の受注金額となる官公庁の移送物資及び引越荷物等の輸送 2. 1件10,000円以上の受注となる官公庁における建設、土木工事に伴う資材等の輸送 3. 1件10,000円以上の受注となる官公庁における計算事務に伴う電算用紙等の輸送		
組合の地区	三重県の区域	証明取得日	平成7年4月25日
組合員資格	(1) 貨物自動車運送事業法により許可を受けた貨物自動車運送事業者であること		
	(2) 組合の地区内に事業場（営業所）を有すること		
組合員数	31人	理 事 数	9名

組合の組織 の変遷	本組合は高度成長経済のひずみと流通革命の嵐の中にあつて、倒産企業が続出し、トラック運送業界が受難の多かった昭和38年、中小企業団体中央会並びにトラック協会などの指導により、津市、久居市、松阪市、安芸郡、一志郡、飯南郡、多気郡（注：当時）の同業者が集結し組合員 26 社、出資金 250 万円で相互扶助の精神に基づき、経済的地位の向上を目的として、同年12月に設立しました。 その後、共同施設建設準備資金の積立など、自己財源の充実を推進し、昭和45年4月には高度化資金の導入により、現在地に組合事業運営の拠点を完工し、近代化に即応出来る体制を整備しました。 以後、事業面においては、燃料等の共同購入、金融事業、損害保険事業、共同受注・共同配車事業、共同保管事業を積極的に実施し、着実に業績を上げております。 そして、平成5年に30周年を迎えたことを契機に、共同施設である組合会館と給油施設の新設、平成8年には組合員従業員の自家用車駐車対策のため立体駐車場の建設、平成11年には日本貨物運送協同組合連合会の推進する求荷求車システム（KIT）へ加入、平成17年には給油施設を増設、軽油の高騰に対応するため、平成19年に第2SSを新設し、組合員の需要に対応することが可能となりました。
----------------------	--

官公需適格組合のご紹介

名 称	津市水道指定事業者協同組合		
代 表 者	代表理事 出口 隆一	設立年月日	昭和３８年８月２８日
組合の事業	１．組合員のためにする水道工事の共同受注		
	２．組合員の取り扱う原材料の共同購買		
	３．組合員の事業に関する調査・研究		
	４．組合員に対する事業資金の貸付け		
	５．組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供		
	６．組合員の福利厚生に関する事業		
	７．前各号の事業に附帯する事業		
工事の種類	水道事業の給水装置及び配水施設の維持、修繕に係る業務		
組合の地区	津市の区域	証明取得日	平成１８年１月１日
組合員資格	（１）津市水道指定給水装置工事事業者であること		
	（２）組合の地区内に事業場を有すること		
組 合 員 数	１９人	理 事 数	６人
組合の組織の変遷	昭和２２年に水道事業者７社により配給資材の受入機関として「津パイピング協会」を設立し、津市の給水工事、水道施設の復旧に寄与してきました。昭和３４年、公認業者制度の発足により１３業者が公認業者に指名され、その後、公認業者が１７社に増加し、昭和３８年８月、中小企業等協同組合法による「津市水道給水工事公認業者事業協同組合」を設立しました。（平成１０年５月に、組合名を現在の「津市水道指定事業者協同組合」に変更） 平成２５年８月で組合設立５０年を迎えるにあたり、同年１０月１９日に津市長をはじめ関係者、組合員により５０周年記念式典を挙行了。翌年２６年には５０周年を迎えた事に感謝し、津市に児童図書を寄贈したことにより、第８回津市社会福祉大会において、津市長から感謝状を受けています。 また、平成２７年１１月に大規模災害を見据えて、津市と締結している「災害発生時における水道施設等の応急復旧作業等の応援に関する協定書」に基づき、水道局と合同で「水道管応急復旧訓練・応急給水訓練」を実施しました。		

官公需適格組合のご紹介

名 称	伊賀市上下水道協同組合		
代 表 者	代表理事 中山 恵富	設立年月日	平成11年10月1日
組合の事業	1. 組合員の取り扱う水道用資材及び器材等の共同購買		
	2. 組合員の取り扱う水道工事等の共同受注		
	3. 組合員のためにする共同宣伝		
	4. 組合員の事業に関する調査・研究		
	5. 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結		
	6. 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供		
	7. 組合員の福利厚生に関する事業		
	8. 前各号の事業に附帯する事業		
役務の種類	1. 1件1,000円以上の受注金額となる水道施設修繕等の管理業務委託 2. 1件1,000円以上の受注金額となる閉開栓業務委託 3. 1件1,000円以上の受注金額となる量水器取替業務委託 4. 1件1,000円以上の受注金額となる上記に関連した業務委託		
組合の地区	伊賀市の区域	証明取得日	平成26年10月29日
組合員資格	(1) 伊賀市給水装置工事事業者及び伊賀市下水道排水設備指定工事店の指定を受けて管工事業を行う事業者であること		
	(2) 組合の地区内に事業場を有すること		
組 合 員 数	36人	理 事 数	11人
組合の組織の変遷	平成11年10月1日、上野市（設立当時）の給水装置工事事業者の指定を受けて管工事業を行う事業者32人により、組合員の経営の合理化、社会的経済的地位の向上を図るため、共同購買事業、共同宣伝事業、教育情報事業等を実施する目的で設立しました。 設立時の名称は上野市水道指定事業者協同組合であったが、平成17年に市町村合併に伴い現在の名称である伊賀市上下水道協同組合に変更しています。 平成22年7月に定款変更して共同受注事業を追加し、伊賀市から量水器取替業務等を受注しており、平成26年10月に官公需適格組合の証明を受けて、現在に至っています。		

●三重県の官公需適格組合●

(令和6年7月現在)

三重県桑員トラック事業協同組合

営業品目：貨物自動車運送（役務）

〒511-0838 桑名市大字和泉字ホノ割 536 番地 電話：0594-22-6788 FAX：0594-23-7293

四日市市指定上下水道工事業者協同組合

営業品目：管工事（工事）

〒510-0822 四日市市芝田 1 丁目 2 番 9 号 電話：059-351-8812 FAX：059-351-3613

三重警備事業協同組合

営業品目：警備（役務）

〒514-0002 津市島崎町 235 電話：059-222-6428 FAX：059-222-7604

三重県石油業協同組合

営業品目：石油製品（物品）

〒514-0009 津市羽所町 700 番地 アスト津 7 階 電話：059-225-5981 FAX：059-226-5543

三重県中勢トラック事業協同組合

営業品目：貨物自動車運送（役務）

〒514-0817 津市高茶屋小森町字丸田 282 番地 電話：059-234-3990 FAX：059-234-7524

津市水道指定事業者協同組合

営業品目：管工事（工事）

〒514-0073 津市殿村 121 番地 1 電話：059-237-2051 FAX：059-237-1999

伊賀市上下水道協同組合

営業品目：給水設備の維持管理（役務）

〒518-0002 伊賀市千歳字中戸 187 番地 1 電話：0595-51-6484 FAX：0595-51-6484